

京丹後市誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり推進条例（案）

今日、地域社会をめぐり、少子高齢化やグローバル化、情報化など社会経済状況は時々刻々と変化し、市民の価値観は、経済的な豊かさの追求ばかりではなく、ますます多様化しています。

一方で、地方公共団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条に定める「民主的にして能率的な行政の確保」を任務としていますが、市民の価値観の多様化に伴って、地方公共団体に求められる行政課題も多様化し、課題が相互に複雑に関わり合い、ときには相互に対立することもあります。それだけに、行政として日常の行政運営の中で、気づかないうちに本来見失ってはならない大切な価値観や規範を結果的に埋没させてはいないかどうか、絶えざる検証が必要です。このことは、昨今、地方における行政の責任と自主的裁量が高まっているがゆえにも、ますます求められることは言うまでもありません。

このような多様で複雑な価値観と行政課題の中であって、民主的かつ能率的な行政を進めるためには、行政運営の中心軸を明確にすることが欠かせません。このため、どのような価値観をもつ人であっても、生活を営む上で善きもの、正しきもの、喜ばしきものとして誰もが願う、普遍的な価値観又は規範である市民個人や地域社会の「幸福」を、行政運営の中心軸として明確に据え、まちづくりの方向を揺るがず見定めていくことが、普遍で真に市民本位の行政を進める上でも、いよいよ重要です。

とりわけ、「幸福」は、市民の日常生活と共にあり、その中で育まれるものです。このため、市民の日常生活において身近な存在である地方公共団体が率先してこのような「幸福」を明確に中心軸に据えたまちづくりを展開していく意義は、とても大きいと考えます。

このような認識のもと、誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくりを進める基本的で共通的な事柄を定め、市民皆でこのことを共有してまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市の目指す市民総幸福のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、これを推進するための基本的で共通的な事柄を定めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 幸福は、地方自治において追求される住民福祉の本質をなすものであり、まちづくりは、市民の誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福の増進が持続して発展することを旨とする。

2 前項に定めるまちづくりは、京丹後市まちづくり基本条例（平成19年京丹後市条例第54号）に定める自治と協働の基本理念に沿って、これを進めるものとする。

（総合的・系統的な行政施策の体系構築等）

第3条 市は、施策の立案及び執行に当たっては、総合計画等の基本的な計画を踏まえつつ、幸福の多面的・総合的性格にかんがみ、施策の平等と公平に依拠するとともに、将来世代に及ぶ展望をも踏まえ、総合的かつ系統的で可能な限り選択可能な施策の体系を構築し、市民に対しきめ細やかなものとなるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、市民の悩みや願いを受け止め、真摯に向き合い、施策への効果的な反映に可能な限り努めるとともに、市民誰もが幸福をますます実感できる施策の形成のために市民参加が適切に促される環境づくりに可能な限り留意するものとする。

(幸福度指標の作成)

第4条 市は、幸福の多面的・総合的性格にかんがみ、地域の実情及び特色に応じつつ、かつ、広く視野を持ちながら、市民の幸福度を可能な限り客観的かつ具体的に可視化できるよう指標化し、もって、総合計画をはじめ各種施策に反映するよう努めるものとする。

(自助と基本理念等の共有)

第5条 市民は、幸福を追求し、これを実現及び享受する主体であり、市民自らの幸福の実現とともに、誰もが幸福をますます実感できるまちづくりの理念と意義の共有に努めるものとする。

(共助等の環境)

第6条 市は、誰もが幸福をますます実感できるまちづくりの実現のためには、地域や社会の様々な分野と局面において、市民が互いに支え合い、助け合い、高め合い、及び役割を担い合える社会基盤の構築がその大切な基礎となることにかんがみ、このための制度的又は社会的環境づくりに可能な限り努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、市民が市民相互及び社会全体の幸福の実現への寄与又は協力を行うことが無理なく促され、又は妨げられないような環境の整備に配慮するものとする。

(公的・社会的セーフティネットと安全・安心なまちづくり)

第7条 市は、前条で定めるまちづくりのため、同条のほか、誰もが健康で文化的な必要最低限の生活が営めるための公的基盤の確保が重要であることにかんがみ、このための十分な配慮及びセーフティネットの構築に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、直面する状況を克服するための市民の主体的な努力が、無理なく適切に促されるよう必要な制度環境の整備を行うものとする。

3 第1項の場合において、市は、市民の命を守ることが行政の原点にあることを自覚し、市民一人ひとりの命に真剣に向き合い、人の命が尊ばれ一番大切にされる社会、ひいては命を支える公的・社会的セーフティネットが自然な形で何重にも張り巡らされ、誰をも自殺に至らせることのない、生き心地のよい社会づくりに最大限努めるものとする。

4 市は、あらゆる犯罪の防止、各般に及ぶ防災・減災の推進その他安全で安心できる生活環境の整備に最大限努めるものとする。

(他の地域社会との連携)

第8条 市は、我が国のそれぞれの地域等が固有の伝統と特色を活かして、互いに機能と負担を分かち合い、地域と国の発展を支えこれに貢献している実態を踏まえ、本市及び本市以外の地域が互いに支え合い、助け合い、高め合って、相互に地域住民及び地域社会全体の幸福の一層の実現が図られるよう可能な限り留意するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 市は、前各条の施策の立案及び執行に当たっては、国、都道府県その他の関係機関とよく連携して、これを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(京丹後市まちづくり基本条例の一部改正)

2 京丹後市まちづくり基本条例(平成19年京丹後市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(7) 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり